

# 埼玉県旅行業法関係書類提出先一覧

H30. 3. 23 現在

申請先	連絡先	管轄市町村
産業労働部観光課	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 (第2庁舎1階) JR 京浜東北線・高崎線・宇都宮線浦和駅西口から 徒歩 10 分 TEL : 048-830-3955 / FAX : 048-830-4819	さいたま市、川口市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、ふじみ野市、三芳町
東部地域振興センター	〒344-0038 春日部市大沼 1-76 (春日部地方庁舎内) 東武野田線・東武伊勢崎線春日部駅西口から バス「地方庁舎前」下車 TEL : 048-737-1110 / FAX : 048-737-9958	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
県央地域振興センター	〒362-0002 上尾市南 239-1 (上尾地方庁舎内) JR 高崎線北上尾駅東口から徒歩 20 分 TEL : 048-777-1110 / FAX : 048-777-1166	鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
川越比企地域振興センター	〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 (ウェスタ川越公共施設棟 4 階) JR 川越線・東武東上線川越駅西口から徒歩 7 分 TEL : 049-244-1110 / FAX : 049-243-1707	川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町
川越比企地域振興センター東松山事務所	〒355-0024 埼玉県東松山市六軒町 5-1 (東松山地方庁舎内) 東武東上線東松山駅東口から徒歩 20 分 TEL : 0493-24-1110 / FAX : 0493-23-8510	東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
西部地域振興センター	〒359-0042 所沢市並木 1-8-1 (所沢地方庁舎内) 西武新宿線航空公園駅東口から徒歩 12 分 TEL : 04-2993-1110 / FAX : 04-2993-1113	所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
利根地域振興センター	〒361-0052 行田市本丸 2-20 (行田地方庁舎内) 秩父鉄道行田市駅南口から徒歩 10 分 TEL : 048-555-1110 / FAX : 048-554-4442	行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
北部地域振興センター	〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 (熊谷地方庁舎内) JR 高崎線・秩父鉄道熊谷駅北口から徒歩 15 分 TEL : 048-524-1110 / FAX : 048-524-0770	熊谷市、深谷市、寄居町
北部地域振興センター本庄事務所	〒367-0026 本庄市朝日町 1-4-6 (本庄地方庁舎内) JR 高崎線本庄駅南口から徒歩 9 分 TEL : 0495-24-1110 / FAX : 0495-22-6500	本庄市、美里町、神川町、上里町
秩父地域振興センター	〒368-0042 秩父市東町 29-20 (秩父地方庁舎内) 秩父鉄道御花畑駅から徒歩 4 分 TEL : 0494-24-1110 / FAX : 0494-24-1741	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

※1 「主たる営業所」の所在地によって申請先が分類されます。

※2 書類提出の際は、事前に電話で予約をお願いします。